

随意契約理由書

1. 工 事 名 橋脚耐震補強下部工事（2019－大管）
2. 契約相手方 株式会社 ハンシン建設
3. 随意契約理由

2016年4月に発生した「平成28年（2016年）熊本地震」により熊本県内のロッキング橋脚を有する橋梁に落橋等の被害が生じた。本件は同形式の橋脚に対する耐震補強工事である。

ロッキング橋脚を有する橋梁は、建設スペースが限定された箇所、構造の合理性から1960～70年代に多く建設され、地震時水平力に抵抗できない構造で、大規模地震による変位が生じると不安定となり落橋に至る可能性があることから、早急な耐震補強の実施が必要である。

当社において、4号湾岸線P-62橋脚がロッキング橋脚に該当し、冗長性を有する構造とするため既設躯体を増設するものである。

本工事の契約相手方に対しては、以下の要件を満たすことが求められる。

- ① 施工内容が、既設橋脚の近傍で基礎杭およびフーチング躯体工を施工するもので、既設構造物との近接施工や空頭制限下での施工に対する技術力を有すること。
- ② 高架下が幹線道路および鉄道という厳しい現場状況であり、それを踏まえた施工検討に応じた施工ができること。
- ③ 上記①および②を受けて、本工事に係る施工検討から工事施工完了まで一貫して実施することができること。

株式会社ハンシン建設は、近年、京都線移管事業に伴う「鴨川西本線拡幅下部工事」を受注（平成29年度契約。）し、既設構造物との近接施工や空頭制限下での施工を実施中（現場は完了済み）で、厳しい現場条件での技術力を有しているものと認められる。

さらには、他の発注機関を含めて、同種工事の実績も豊富で、施工のノウハウを有している。

また、本工事の施工検討から施工完了まで一貫して実施することで、早期の耐震補強完了が見込まれる。

近年の同規模の下部工事の契約状況は、「契約不成立」が続き、当該工事のような特殊な条件の案件への応募は極めて困難と推察される。

このように、同社は上記①～③までの要件を満たすものと認められ、さらに

は、近年の同規模の下部工事契約状況を鑑みれば、当社管理部門工事において、同様の条件で施工を実施中である株式会社ハンシン建設において他にいないものと判断される。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約するものである。

以上